

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
	個人住民税管理事務 重点項目評価書(素案)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、税務システムにおける特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の自体を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。  
・内部による不正利用防止のため、ICカード、ID及びパスワードにより操作者を限定し、操作端末にはUSBポートの管理などにより外部にデータを持ち出せないなどの対策を施している。

## 評価実施機関名

会津若松市

## 公表日

[平成26年4月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
(別紙1)
(別紙2)
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
住民税賦課情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲) 別表第1の第16項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財務部 税務課
②所属長	課長 小林 浩治
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその被扶養者。
その必要性	個人住民税を公平・公正に賦課するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 識別情報 課税対象者を特定するために記録</li> <li>○ 連絡先情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先等の把握のために記録</li> <li>○ 業務関係情報 税務調査のため連絡先を記録</li> <li>① 国税関係情報 対象者の申告等情報に基づき個人住民税の賦課・更正のために記録 国税庁との相互の税務調査のために記録</li> <li>② 地方税関係情報 個人住民税を賦課・更正決定するために記録 納税通知書及び所得・課税証明書等を発行するために記録 他自治体で住民登録外課税されていることを記録</li> <li>③ 生活保護関係情報 個人住民税の非課税の判定を行うために記録</li> <li>④ 年金関係情報 年金支払者からの支払及び申告等情報に基づき、個人住民税の賦課・更正のために記録 年金からの特別徴収税額を決定・通知するために記録</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。



⑤保有開始日	平成27年10月1日を予定	
⑥事務担当部署	財務部税務課	
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、障がい者支援課、地域福祉課、情報政策課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバ、団体内統合宛名システム )	
③使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、公平・公正な賦課を行うため。	
④使用の主体	使用部署	財務部 税務課 企画政策部 北会津支所 住民福祉課 河東支所 住民福祉課 その他既存税務システム参照権限付与部署
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑤使用方法	① 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事業所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理を行う。 ② 納税義務者等より提出される課税資料の登録を行う。 ③ 各種課税資料を基に合算処理等を行い、徴収方法を決定し賦課を行う。 ④ 特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ⑤ 普通徴収納税義務者及び年金にかかる特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。	
	情報の突合	① 課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合 ② 個人住民税非課税の判定を行うために生活保護情報と突合 ③ 減免申請書の申請内容と情報提供ネットワークシステムより参照した生活保護等の情報を突合し内容確認を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない ( ) 件	
委託事項1	住民税システム管理及び運用保守委託業務	
①委託内容	住民税システムにおける管理及び運用保守業務を実施するにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイル取り扱いを委託	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	



③委託先名		株式会社エフコム
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面による協議を行い、業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑥再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守、職員からの問い合わせに対する調査 等
委託事項2		課税情報のエントリ
①委託内容		住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社エフコム
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。 (再委託の禁止) 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。
	⑥再委託事項	住民税申告書や給与支払報告書のエントリ 等
委託事項3		当初賦課処理
①委託内容		課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社エフコム
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。 (再委託の禁止) 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。
	⑥再委託事項	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理



④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象となる給与所得者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)	
<b>提供先3</b>	日本年金機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。	
③提供する情報	年金特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象となる年金受給者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)	
<b>提供先4</b>	国税庁	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。	
③提供する情報	扶養控除関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者	



6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>【会津若松市における措置】 システムサーバ等においては株式会社エフコムのデータセンターに設置している。 また、株式会社エフコムでは、ISO27001及びプライバシーマーク認定を受けており、個人情報の取り扱いに十分留意している。</p> <p>【国税連携システム・eLTAXシステムシステムにおける措置】 サーバは一般財団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、会津若松市においては当該サーバへのアクセス権限を有する端末のみ使用している。</p>
7. 備考	

## (別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1 厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2 全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3 健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4 厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5 全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6 都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7 都道府県知事	番号表別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8 市町村長	番号法別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9 都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10 市町村長	番号法別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11 都道府県知事	番号法別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12 都道府県知事等	番号法別表第2の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13 市町村長	番号表別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14 都道府県知事	番号表別表第2の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15 厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17 日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18 厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20 国家公務員共済組合	番号法別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21 国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22 市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23 厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの

## (別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
25 都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26 地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28 市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
29 市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
30 都道府県知事	番号法別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務で主務省令で定めるもの
31 都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
32 都道府県知事等	番号法別表第2の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33 厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34 都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35 市町村長	番号法別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
36 厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38 後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39 厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40 都道府県知事等	番号法別表第2の87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41 厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法別表第2の92項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43 市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45 厚生労働大臣	番号表別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの



## (別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

提供先	法令上の根拠	提供先における用途
46 農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の給付の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
47 独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48 独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
49 厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50 都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
51 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52 厚生労働大臣	番号法別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法別表第2の115項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54 市町村長	番号法別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55 厚生労働大臣	番号法別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56 都道府県知事	番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

## (別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務

提供先		法令上の根拠	提供先における用途
1	健康福祉部 障がい者支援課	番号法別表第1の第8項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児は障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	健康福祉部 こども保育課		
3	健康福祉部 障がい者支援課	番号法別表第1の第12項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	健康福祉部 地域福祉課	番号法別表第1の第15項	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	財務部 課	番号法別表第1の第16項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	建設部 課	番号法別表第1の第19項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	健康福祉部 国保年金課	番号法別表第1の第30項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	健康福祉部 こども家庭課	番号法別表第1の第37項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	健康福祉部 高齢福祉課	番号法別表第1の第41項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康福祉部 障がい者支援課	番号法別表第1の第47項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	健康福祉部 こども家庭課		
12	健康福祉部 こども家庭課	番号法別表第1の第56項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	健康福祉部 国保年金課	番号法別表第1の第59項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	健康福祉部 高齢福祉課	番号法別表第1の第68項	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	健康福祉部 障がい者支援課	番号法別表第1の第84項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	健康福祉部 こども保育課	番号法別表第1の第94項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	健康福祉部 国保年金課	番号法別表第1の第95項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税管理ファイル

【住民税賦課情報】

1.使用端末ID ,2.市区町村コード ,3.年度 ,4.個人番号 ,5.SEQ ,6.徴収区分 ,7.併徴区分 ,8.事業所番号カナ ,9.事業所番号数字 ,10.受給者番号 ,11.事業所内連番 ,12.資料区分 ,13.均等割区分 ,14.生年月日(西暦) ,15.生年月日(和暦) ,16.未成年者区分 ,17.通知書番号 ,18.課税所得金額合計 ,19.寄付金控除額 ,20.所得控除合計 ,21.課税標準額合計 ,22.算出所得税額 ,23.配当控除額 ,24.住宅借入金等特別控除額 ,25.政党寄付金控除 ,26.差引所得税額 ,27.災害減免 ,28.外国税額 ,29.定率減税前所得税額 ,30.定率減税額 ,31.所得税額 ,32.所得税額(入力値) ,33.所得税額(決定値) ,34.営業所得額 ,35.農業所得額 ,36.その他事業所得額 ,37.不動産所得額 ,38.利子所得額 ,39.証券配当所得額 ,40.配当所得額(一般分) ,41.配当所得額(外貨建以外) ,42.配当所得額(外貨建分) ,43.給与収入 ,44.専従者給与収入 ,45.追加の給与収入 ,46.給与と特定支出額 ,47.雑所得額(年金) ,48.雑所得額(その他) ,49.公的年金収入 ,50.総合短期譲渡所得額 ,51.総合短期譲渡特別控除前額 ,52.総合短期譲渡特別控除額 ,53.総合長期譲渡所得額 ,54.総合長期譲渡特別控除前額 ,55.総合長期譲渡特別控除額 ,56.一時所得額 ,57.一時特別控除前額 ,58.一時特別控除額 ,59.変動所得額 ,60.前年2年以内の変動所得額 ,61.臨時所得額 ,62.土地等の事業所得額 ,63.超短期土地事業所得額 ,64.超短期土地事業特別控除前額 ,65.超短期土地事業特別控除額 ,66.分離短期譲渡一般所得額 ,67.分離短期譲渡一般特別控除前額 ,68.分離短期譲渡一般特別控除額 ,69.分離短期譲渡一般条例区分 ,70.分離短期譲渡軽減所得額 ,71.分離短期譲渡軽減特別控除前額 ,72.分離短期譲渡軽減特別控除額 ,73.分離短期譲渡軽減条例区分 ,74.分離長期譲渡一般所得額 ,75.分離長期譲渡一般特別控除前額 ,76.分離長期譲渡一般特別控除額 ,77.分離長期譲渡一般条例区分 ,78.分離長期譲渡特定所得額 ,79.分離長期譲渡特定特別控除前額 ,80.分離長期譲渡特定特別控除額 ,81.分離長期譲渡特定条例区分 ,82.分離長期譲渡軽減所得額 ,83.分離長期譲渡軽減特別控除前額 ,84.分離長期譲渡軽減特別控除額 ,85.分離長期譲渡軽減条例区分 ,86.分離長期譲渡軽減所得額 ,87.分離長期譲渡軽減特別控除前額 ,88.分離長期譲渡軽減特別控除額 ,89.分離長期譲渡軽減条例区分 ,90.分離長期譲渡任意所得額 ,91.分離長期譲渡任意特別控除前額 ,92.分離長期譲渡任意特別控除額 ,93.分離長期譲渡任意条例区分 ,94.上場株式等の譲渡所得額 ,95.未公開株式等の譲渡所得額 ,96.先物取引所得 ,97.山林所得額 ,98.山林特別控除前額 ,99.山林特別控除額 ,100.山林条例区分 ,101.退職所得額 ,102.退職所得額(分離課税) ,103.非課税所得額 ,104.免税所得額 ,105.免税外肉用牛の売却価格 ,106.免税外肉用牛の売却による所得額 ,107.0円所得コード(内部)① ,108.0円所得コード(内部)② ,109.0円所得コード(内部)③ ,110.0円所得コード(内部)④ ,111.0円所得コード(内部)⑤ ,112.繰越損失額 ,113.繰越純損失額 ,114.繰越譲渡所得額 ,115.繰越雑損失額 ,116.雑損控除額 ,117.医療費控除額 ,118.社会保険料控除額 ,119.小規模企業共済等掛金控除額 ,120.本人特別障害者 ,121.本人その他障害者 ,122.本人老年者 ,123.本人寡婦一般 ,124.本人寡婦特別 ,125.本人寡夫 ,126.本人勤労学生 ,127.控対配あり ,128.老配あり ,129.夫あり ,130.控対配同居特別障害者 ,131.配偶者所得額 ,132.特定扶養数 ,133.老人扶養数 ,134.同居老親扶養数 ,135.その他扶養数 ,136.特別障害者扶養数 ,137.同居特別障害者扶養数 ,138.その他障害者扶養数 ,139.雑損損害金 ,140.雑損補填金額 ,141.雑損差引損失額 ,142.雑損災害関連支出額 ,143.医療支払金額 ,144.医療補填金額 ,145.医療負担金額 ,146.生保国税控除額 ,147.生保一般保険料支払額 ,148.生保個人年金保険料支払額 ,149.損保国税控除額 ,150.損保短期損害保険料支払額 ,151.損保長期損害保険料支払額 ,152.寄付金支出額 ,153.青色 ,154.白色 ,155.専従者(配偶者) ,156.専従者(配偶者以外) ,157.専従者給与控除額 ,158.損益通算情報 ,159.損通総所得額 ,160.損通超短期土地事業所得額 ,161.損通土地等の事業所得額 ,162.損通分離短期譲渡所得額 ,163.損通分離長期譲渡所得額 ,164.損通上場株式等の譲渡所得額 ,165.損通未公開株式等の譲渡所得額 ,166.損通先物取引所得額 ,167.損通山林所得額 ,168.損通退職所得額 ,169.損通予備所得額1 ,170.損通予備所得額2 ,171.損通予備所得額3 ,172.損益通算付属情報 ,173.損通所得額の合計 ,174.損通分離短期譲渡一般所得額 ,175.損通分離短期譲渡軽減所得額 ,176.損通分離長期譲渡一般所得額 ,177.損通分離長期譲渡特定所得額 ,178.損通分離長期譲渡軽減所得額 ,179.損通分離長期譲渡軽減課所得額 ,180.損通分離長期譲渡任意所得額 ,181.損通総合短期譲渡所得額 ,182.損通総合長期譲渡所得額 ,183.損通一時所得額 ,184.損通免税所得額 ,185.損通合計所得以前14 ,186.損通合計所得以降15 ,187.損通分離譲渡特別控除額 ,188.合計所得金額 ,189.繰越控除情報 ,190.繰越控除所得額 ,191.繰越超短期土地事業所得額 ,192.繰越控除土地等の事業所得額 ,193.繰越控除長期譲渡所得額 ,194.繰越控除長期譲渡所得額 ,195.繰越上場株式等の譲渡所得額 ,196.繰越未公開株式等の譲渡所得額 ,197.繰越先物取引所得額 ,198.繰越山林所得額 ,199.繰越退職所得額 ,200.繰越所得額予備1 ,201.繰越所得額予備2 ,202.繰越所得額予備3 ,203.繰越控除付属情報 ,204.繰越所得額の合計 ,205.繰越分離短期譲渡一般所得額 ,206.繰越分離短期譲渡軽減所得額 ,207.繰越分離長期譲渡一般所得額 ,208.繰越分離長期譲渡特定所得額 ,209.繰越分離長期譲渡軽減所得額 ,210.繰越分離長期譲渡軽減課所得額 ,211.繰越分離長期譲渡任意所得額 ,212.繰越免税所得額 ,213.繰越分離譲渡特別控除額 ,214.総所得金額等 ,215.課税標準額情報 ,216.課税標準額 ,217.課税標準額超短期土地事業所得額 ,218.課税標準額土地等の事業所得額 ,219.課税標準額短期譲渡所得額 ,220.課税標準額長期譲渡所得額 ,221.課税標準額上場株式等の譲渡所得額 ,222.課税標準額未公開株式等の譲渡所得額 ,223.課税標準額先物取引所得額 ,224.課税標準額山林所得額 ,225.課税標準額退職所得額 ,226.課税標準額予備1 ,227.課税標準額予備2 ,228.課税標準額予備3 ,229.課税標準額付属情報 ,230.課税標準額の合計額 ,231.課税標準額分離短期譲渡一般所得額 ,232.課税標準額分離短期譲渡軽減所得額 ,233.課税標準額分離長期譲渡一般所得額 ,234.課税標準額分離長期譲渡特定所得額 ,235.課税標準額分離長期譲渡軽減所得額 ,236.課税標準額分離長期譲渡軽減課所得額 ,237.課税標準額分離長期譲渡任意所得額 ,238.税額情報 ,239.株式等譲渡所得割額控除額 ,240.株式等譲渡所得割額控除額(市区町村) ,241.株式等譲渡所得割額控除額(都道府県) ,242.配当割額控除額 ,243.配当割額控除額(市区町村) ,244.配当割額控除額(都道府県) ,245.算出税額情報 ,246.算出税額総所得(市区町村) ,247.算出税額総所得(都道府県) ,248.算出税額超短期土地事業所得(市区町村) ,249.算出税額超短期土地事業所得(都道府県) ,250.算出税額土地等の事業所得(市区町村) ,251.算出税額土地等の事業所得(都道府県) ,252.算出税額分離短期譲渡所得(市区町村) ,253.算出税額分離短期譲渡所得(都道府県) ,254.算出税額分離長期譲渡所得(市区町村) ,255.算出税額分離長期譲渡所得(都道府県) ,256.算出税額上場株式等の譲渡所得(市区町村) ,257.算出税額上場株式等の譲渡所得(都道府県) ,258.算出税額未公開株式等の譲渡所得(市区町村) ,259.算出税額未公開株式等の譲渡所得(都道府県) ,260.算出税額先物取引所得(市区町村) ,261.算出税額先物取引所得(都道府県) ,262.算出税額山林所得(市区町村) ,263.算出税額山林所得(都道府県) ,264.算出税額退職所得(市区町村) ,265.算出税額退職所得(都道府県) ,266.算出税額所得予備1(市区町村) ,267.算出税額所得予備1(都道府県) ,268.算出税額所得予備2(市区町村) ,269.算出税額所得予備2(都道府県) ,270.算出税額所得予備3(市区町村) ,271.算出税額所得予備3(都道府県) ,272.算出税額属情報 ,273.算出税額の合計(市区町村) ,274.算出税額の合計(都道府県) ,275.算出税額分離短期譲渡所得一般(市区町村) ,276.算出税額分離短期譲渡所得一般(都道府県) ,277.算出税額分離短期譲渡所得軽減(市区町村) ,278.算出税額分離短期譲渡所得軽減(都道府県) ,279.算出税額分離長期譲渡所得一般(市区町村) ,280.算出税額分離長期譲渡所得一般(都道府県) ,281.算出税額分離長期譲渡所得特定(市区町村) ,282.算出税額分離長期譲渡所得特定(都道府県) ,283.算出税額分離長期譲渡所得軽減(市区町村) ,284.算出税額分離長期譲渡所得軽減(都道府県) ,285.算出税額分離長期譲渡所得軽減課(市区町村) ,286.算出税額分離長期譲渡所得軽減課(都道府県) ,287.算出税額分離長期譲渡所得任意(市区町村) ,288.算出税額分離長期譲渡所得任意(都道府県) ,289.税額情報 ,290.均等割税額情報 ,291.均等割税額(市区町村) ,292.均等割税額(都道府県) ,293.所得割税額情報 ,294.所得割定率控除前税額(市区町村) ,295.所得割定率控除前税額(都道府県) ,296.所得割税額(市区町村) ,297.所得割税額(都道府県) ,298.割額控除後所得割税額(市区町村) ,299.割額控除後所得割税額(都道府県) ,300.年税額情報 ,301.年税額(市区町村) ,302.年税額(都道府県) ,303.年税額(合計)



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

.304.差引税額情報 .305.差引税額(市区町村) .306.差引税額(都道府県) .307.差引税額(合計) .308.免税額情報 .309.免税額(市区町村) .310.免税額(都道府県) .311.調整額情報 .312.調整額(市区町村) .313.調整額(都道府県) .314.税額控除情報 .315.調整控除額 .316.調整控除額(市区町村) .317.調整控除額(都道府県) .318.配当控除額 .319.配当控除額(市区町村) .320.配当控除額(都道府県) .321.外国税額控除情報 .322.外国税額控除額(市区町村) .323.外国税額控除額(都道府県) .324.定率税額控除情報 .325.定率税額控除額(市区町村) .326.定率税額控除額(都道府県) .327.住宅ローン控除額 .328.住宅ローン控除額(市区町村) .329.住宅ローン控除額(都道府県) .330.寄付金控除額 .331.寄付金内訳(地方公共団体以外)市分 .332.寄付金内訳(地方公共団体以外)県分 .333.寄付金内訳(地方公共団体)市分 .334.寄付金内訳(地方公共団体)県分 .335.寄付金控除金額(市区町村) .336.寄付金控除金額(都道府県) .337.寄付金控除金額 .338.減免額情報 .339.減免均等割税額(市区町村) .340.減免均等割税額(都道府県) .341.減免所得割税額(市区町村) .342.減免所得割税額(都道府県) .343.減免後均等割 .344.減免後均等割税額(市区町村) .345.減免後均等割税額(都道府県) .346.減免後均等割税額(合計) .347.減免後所得割 .348.減免後所得割税額(市区町村) .349.減免後所得割税額(都道府県) .350.減免後所得割税額(合計) .351.割額控除情報 .352.充当情報 .353.充当額(市区町村) .354.充当額(都道府県) .355.還付情報 .356.還付額(市区町村) .357.還付額(都道府県) .358.老年者非課税措置控除(市区町村) .359.老年者非課税措置控除(都道府県) .360.特徴分税額情報 .361.特徴分均等割税額情報 .362.特徴分均等割税額(市区町村) .363.特徴分均等割税額(都道府県) .364.特徴分所得割税額情報 .365.特徴分所得割控除前税額(市区町村) .366.特徴分所得割控除前税額(都道府県) .367.特徴分所得割税額(市区町村) .368.特徴分所得割税額(都道府県) .369.特徴分割額控除後所得割税額(市区町村) .370.特徴分割額控除後所得割税額(都道府県) .371.特徴分年税額情報 .372.特徴分年税額(市区町村) .373.特徴分年税額(都道府県) .374.特徴分年税額(合計) .375.特徴分差引税額情報 .376.特徴分差引税額(市区町村) .377.特徴分差引税額(都道府県) .378.特徴分差引税額(合計) .379.特徴分免税額情報 .380.特徴分免税額(市区町村) .381.特徴分免税額(都道府県) .382.特徴分調整額情報 .383.特徴分調整額(市区町村) .384.特徴分調整額(都道府県) .385.特徴分税額控除情報 .386.特徴分配当控除額 .387.特徴分配当控除額(市区町村) .388.特徴分配当控除額(都道府県) .389.特徴分外国税額控除情報 .390.特徴分外国税額控除(市区町村) .391.特徴分外国税額控除(都道府県) .392.特徴分定率税額控除情報 .393.特徴分定率税額控除(市区町村) .394.特徴分定率税額控除(都道府県) .395.特徴分減免額情報 .396.特徴分減免均等割税額(市区町村) .397.特徴分減免均等割税額(都道府県) .398.特徴分減免所得割税額(市区町村) .399.特徴分減免所得割税額(都道府県) .400.特徴分減免後情報 .401.特徴分減免後均等割税額(市区町村) .402.特徴分減免後均等割税額(都道府県) .403.特徴分減免後均等割税額(合計) .404.特徴分減免後所得割税額(市区町村) .405.特徴分減免後所得割税額(都道府県) .406.特徴分減免後所得割税額(合計) .407.特徴分割額控除情報 .408.特徴分充当情報 .409.特徴分充当額(市区町村) .410.特徴分充当額(都道府県) .411.特徴分還付情報 .412.特徴分還付額(市区町村) .413.特徴分還付額(都道府県) .414.年金特徴分税額情報 .415.年金特徴分年税額(市区町村) .416.年金特徴分年税額(都道府県) .417.年金特徴分年税額(合計) .418.年金特徴分差引税額情報 .419.年金特徴分差引税額(市区町村) .420.年金特徴分差引税額(都道府県) .421.年金特徴分差引税額(合計) .422.年金特徴分減免後均等割税額(市区町村) .423.年金特徴分減免後均等割税額(都道府県) .424.年金特徴分減免後均等割税額(合計) .425.年金特徴分減免後所得割税額(市区町村) .426.年金特徴分減免後所得割税額(都道府県) .427.年金特徴分減免後所得割税額(合計) .428.月割情報 .429.6月分情報 .430.事業所番号カナ01 .431.事業所番号数字01 .432.月割額01 .433.月割充当額01 .434.7月分情報 .435.事業所番号カナ02 .436.事業所番号数字02 .437.月割額02 .438.月割充当額02 .439.8月分情報 .440.事業所番号カナ03 .441.事業所番号数字03 .442.月割額03 .443.月割充当額03 .444.9月分情報 .445.事業所番号カナ04 .446.事業所番号数字04 .447.月割額04 .448.月割充当額04 .449.10月分情報 .450.事業所番号カナ05 .451.事業所番号数字05 .452.月割額05 .453.月割充当額05 .454.11月分情報 .455.事業所番号カナ06 .456.事業所番号数字06 .457.月割額06 .458.月割充当額06 .459.12月分情報 .460.事業所番号カナ07 .461.事業所番号数字07 .462.月割額07 .463.月割充当額07 .464.1月分情報 .465.事業所番号カナ08 .466.事業所番号数字08 .467.月割額08 .468.月割充当額08 .469.2月分情報 .470.事業所番号カナ09 .471.事業所番号数字09 .472.月割額09 .473.月割充当額09 .474.3月分情報 .475.事業所番号カナ10 .476.事業所番号数字10 .477.月割額10 .478.月割充当額10 .479.4月分情報 .480.事業所番号カナ11 .481.事業所番号数字11 .482.月割額11 .483.月割充当額11 .484.5月分情報 .485.事業所番号カナ12 .486.事業所番号数字12 .487.月割額12 .488.月割充当額12 .489.期割情報 .490.1期分情報 .491.期通知書番号01 .492.期割額01 .493.期割充当額01 .494.納入額01 .495.納期限01 .496.2期分情報 .497.期通知書番号02 .498.期割額02 .499.期割充当額02 .500.納入額02 .501.納期限02 .502.3期分情報 .503.期通知書番号03 .504.期割額03 .505.期割充当額03 .506.納入額03 .507.納期限03 .508.4期分情報 .509.期通知書番号04 .510.期割額04 .511.期割充当額04 .512.納入額04 .513.納期限04 .514.5期分情報 .515.期通知書番号05 .516.期割額05 .517.期割充当額05 .518.納入額05 .519.納期限05 .520.6期分情報 .521.期通知書番号06 .522.期割額06 .523.期割充当額06 .524.納入額06 .525.納期限06 .526.7期分情報 .527.期通知書番号07 .528.期割額07 .529.期割充当額07 .530.納入額07 .531.納期限07 .532.8期分情報 .533.期通知書番号08 .534.期割額08 .535.期割充当額08 .536.納入額08 .537.納期限08 .538.9期分情報 .539.期通知書番号09 .540.期割額09 .541.期割充当額09 .542.納入額09 .543.納期限09 .544.10期分情報 .545.期通知書番号10 .546.期割額10 .547.期割充当額10 .548.納入額10 .549.納期限10 .550.11期分情報 .551.期通知書番号11 .552.期割額11 .553.期割充当額11 .554.納入額11 .555.納期限11 .556.12期分情報 .557.期通知書番号12 .558.期割額12 .559.期割充当額12 .560.納入額12 .561.納期限12 .562.13期分情報 .563.期通知書番号13 .564.期割額13 .565.期割充当額13 .566.納入額13 .567.納期限13 .568.14期分情報 .569.期通知書番号14 .570.期割額14 .571.期割充当額14 .572.納入額14 .573.納期限14 .574.15期分情報 .575.期通知書番号15 .576.期割額15 .577.期割充当額15 .578.納入額15 .579.納期限15 .580.16期分情報 .581.期通知書番号16 .582.期割額16 .583.期割充当額16 .584.納入額16 .585.納期限16 .586.17期分情報 .587.期通知書番号17 .588.期割額17 .589.期割充当額17 .590.納入額17 .591.納期限17 .592.18期分情報 .593.期通知書番号18 .594.期割額18 .595.期割充当額18 .596.納入額18 .597.納期限18 .598.年特期割情報 .599.1期分情報 .600.年特通知書番号01 .601.年特期割額01 .602.年特期割充当額01 .603.年特納入額01 .604.年特納期限01 .605.2期分情報 .606.年特通知書番号02 .607.年特期割額02 .608.年特期割充当額02 .609.年特納入額02 .610.年特納期限02 .611.3期分情報 .612.年特通知書番号03 .613.年特期割額03 .614.年特期割充当額03 .615.年特納入額03 .616.年特納期限03 .617.4期分情報 .618.年特通知書番号04 .619.年特期割額04 .620.年特期割充当額04 .621.年特納入額04 .622.年特納期限04 .623.5期分情報 .624.年特通知書番号05 .625.年特期割額05 .626.年特期割充当額05 .627.年特納入額05 .628.年特納期限05 .629.6期分情報 .630.年特通知書番号06 .631.年特期割額06 .632.年特期割充当額06 .633.年特納入額06 .634.年特納期限06 .635.1期内訳分情報 .636.年特内訳期割額01 .637.2期内訳分情報 .638.年特内訳期割額02 .639.3期内訳分情報 .640.年特内訳期割額03 .641.4期内訳分情報 .642.年特内訳期割額04 .643.5期内訳分情報 .644.年特内訳期割額05 .645.6期内訳分情報 .646.年特内訳期割額06 .647.7期内訳分情報 .648.年特内訳期割額07 .649.8期内訳分情報 .650.年特内訳期割額08 .651.9期内訳分情報 .652.年特内訳期割額09 .653.10期内訳分情報 .654.年特内訳期割額10 .655.11期内訳分情報 .656.年特内訳期割額11 .657.12期内訳分情報 .658.年特内訳期割額12 .659.13期内訳分情報 .660.年特内訳期割額13 .661.14期内訳分情報 .662.年特内訳期割額14 .663.15期内訳分情報 .664.年特内訳期割額15 .665.16期内訳分情報 .666.年特内訳期割額16 .667.17期内訳分情報 .668.年特内訳期割額17 .669.18期内訳分情報 .670.年特内訳期割額18 .671.共通管理情報 .672.システム日付 .673.システム時刻 .674.処理職員番号 .675.処理端末識別

## 【別添1】特定個人情報ファイル記録項目

### 【宛名情報】

1.削除区分,2.管理市町村コード,3.個人法人番号,4.シーケンス番号,5.改製番号,6.履歴番号,7.履歴区分,8.個人法人区分,9.個人法人番号枝番,10.宛名種類,11.住民区分,12.外国人区分,13.法人コード前,14.法人コード後,15.世帯番号,16.順位,17.市内市外区分,18.自治省コード,19.郵便番号,20.大字コード,21.支所コード,22.地区コード,23.行政区コード,24.自治会加入区分,25.組・家並コード,26.準世帯コード,27.甲乙区分,28.地番コード・本番,29.地番コード・枝番,30.地番コード・末番,31.住所編集判定区分,32.方書コード,33.漢字住所編集判定,34.都道府県名漢字,35.市区町村名漢字,36.町名漢字,37.漢字編集済番地,38.漢字方書,39.住所カナ,40.方書カナ,41.カナ氏名,42.漢字宛名氏名,43.漢字宛名氏名文字オーバー判定,44.カナ氏名2,45.漢字宛名氏名2,46.濁点なしカナ氏名,47.生年月日(和暦),48.生年月日(西暦),49.性別,50.第一続柄,51.家族判定・判定,52.家族判定・順位,53.住民日,54.住民日届出日,55.住民日事由,56.非住民日,57.非住民日届出日,58.非住民日事由,59.転出確定日,60.住記ネット番号,61.世帯電話番号,62.世帯有線番号,63.個人電話番号,64.FAX番号,65.世帯E-MAILアドレス,66.個人E-MAILアドレス,67.配偶者個人コード,68.有効開始日,69.異動届出日,70.異動事由,71.税異動事由,72.税異動年月日,73.税用住民区分,74.除票判定,75.転入前住所判定,76.システム日付,77.システム時刻,78.処理職員番号,79.処理端末識別,80.旧管理市町村コード,81.旧宛名番号,82.旧管理市町村コード2,83.旧宛名番号2,84.同一人フラグ,85.同定先個人番号

### 【口座情報】

1.管理市町村コード,2.宛名番号,3.税目(内部),4.履歴シーケンス,5.税目(表示),6.異動事由,7.異動年月日,8.銀行コード(本店),9.銀行コード(支店),10.口座種別,11.口座番号,12.口座名義人コード,13.口座名義人名カナ,14.口座名義人名漢字,15.有効開始年月(口座),16.有効終了年月(口座),17.口座申込日,18.納組,19.有効開始年月(納組),20.有効終了年月(納組),21.納組異動日,22.振替区分(固定),23.振替区分(住民税),24.振替区分(国保),25.受付番号,26.システム日付,27.システム時刻,28.処理者職員番号,29.処理端末識別,30.旧管理市町村コード,31.旧宛名番号,32.旧管理市町村コード2,33.旧宛名番号2,34.同一人フラグ,35.同定先個人番号

### 【送付先情報】

1.管理市町村コード,2.個人法人番号,3.税目(内部コード),4.区分,5.シーケンス番号,6.税目(表示コード),7.送り先判定,8.送り先コード,9.法人コード前,10.法人コード後,11.市内市外区分,12.自治省コード,13.郵便番号,14.大字コード,15.支所コード,16.地区コード,17.行政区コード,18.漢字住所編集判定,19.都道府県名漢字,20.市区町村名漢字,21.町名漢字,22.漢字編集済番地,23.住所カナ,24.方書カナ,25.甲乙区分,26.地番コード・本番,27.地番コード・枝番,28.地番コード・末番,29.住所編集判定区分,30.方書コード,31.漢字方書,32.カナ氏名,33.漢字宛名氏名,34.カナ氏名2,35.漢字宛名氏名2,36.個人電話番号,37.有効開始年月,38.有効終了年月,39.システム日付,40.システム時刻,41.処理者職員番号,42.処理端末識別,43.異動事由,44.異動日,45.濁点なしカナ氏名,46.旧管理市町村コード,47.旧宛名番号,48.旧管理市町村コード2,49.旧宛名番号2,50.同一人フラグ,51.同定先個人番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税管理ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い対象者であることを確認する。</li> <li>② 住民からの申告等情報を受付する場合は、課税対象者情報と本人若しくは代理人から申請のあった住所・氏名・生年月日等の確認を行う。</li> <li>③ 課税対象者情報にない者から提出のあった申告等情報については、速やかに他自治体等に資料回送を行い情報の保有及び保管をしない。ただし、資料等の紛失等に対応するため回送履歴の管理は行う。</li> <li>④ 課税対象者情報については、原則として住民基本台帳に記載されている者であるため、不必要な情報を入手することはない。（住民登録外課税をする場合は、本人若しくは事業所等に確認を行ってから情報を入手している。）</li> <li>⑤ 住民又は住民以外からの申告等情報については、必要最小限の情報の記載のみとしているため、その他の情報の入手はない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[            十分である            ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	団体内統合宛名システムは基本4情報に対し個人コードを関連付けるシステムであり、それ以外の情報との紐付けを行わないように系統的に担保されている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[            十分である            ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[   行っている   ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 行っている                            2) 行っていない         </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① システムを利用する職員を特定し、ユーザーID及びパスワードでの認証等を行っている。</li> <li>② ユーザーIDの使用期限を毎年設定し、定期的に申請等により更新を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	① 秘密の保持 ② 目的外使用の禁止 ③ 複写又は複製の禁止 ④ 個人情報の持出しの禁止 ⑤ 個人情報の管理 ⑥ 事故発生時の措置		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定を設けている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	＜選択肢＞ 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	① 番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し提供を行うこととしている。 ② その他、会津若松市個人情報保護条例及び規則等において厳格な規定のもと運用している。	
その他の措置の内容	利用者は、ID及びパスワードにより制限をかけるとともに、操作ログ等により管理・監視している。 また、年に1回程度セキュリティ研修等を行い取扱いに関する意識の向上を図っている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない（入手）    [ ] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	≪税務システム運用における措置≫ ・ 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。  ≪中間サーバ・ソフトウェアにおける措置≫ ① 情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ② 中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとなっている。  （※1） 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2） 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3） 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>《中間サーバ・ソフトウェアにおける措置》</p> <p>① 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③ 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④ 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>《中間サーバの運用における措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法の規定に基づき認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し提供記録は7年分保管する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>《中間サーバ・ソフトウェアにおける措置》</p> <p>① 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>《中間サーバ・プラットフォームにおける措置》</p> <p>① 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。</p> <p>② 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全を確保している。</p> <p>③ 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバ、端末機器、記憶媒体等の廃棄、リース返却等を行う際は、復元不可能な状態とすることとしている。</li> </ul>		
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<<会津若松市における措置>> ・ 情報セキュリティ担当部署が次の教育及び啓発を行っている ① 定期又は随時情報セキュリティ等に関する通知又は事例等を各部署に回覧 ② 定期的に情報セキュリティの理解度を測るための小テストを実施 ③ e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施	
<b>10. その他のリスク対策</b>		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 財務部 税務課 0242-39-1223
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 財務部 税務課 0242-39-1223
②対応方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	パブリックコメントによる意見聴取
②実施日・期間	平成26年12月24日～平成27年1月23日
③主な意見の内容	意見の聴取後に記載
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	意見の聴取後に記載
②方法	会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会による点検
③結果	第三者点検実施後に記載

